

令和8年2月27日  
山梨労働局

## 山梨地方最低賃金審議会の開催について

標記審議会を下記のとおり開催いたします。  
本審議会の傍聴を希望される方は、下記6の傍聴要領によりお申し込み下さい。

### 記

- 1 審議会名 第6回山梨地方最低賃金審議会
- 2 日 時 令和8年3月11日（水） 11時00分～12時00分（予定）
- 3 場 所 山梨労働局 大会議室 （山梨県甲府市丸の内1-1-11）
- 4 議 題
  - ・令和8年度最低賃金改正等の推進について
  - ・特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について
  - ・労働者団体からの要請について
  - ・その他

5 傍聴予定人員 若干名

### 6 傍聴要領

- (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに、①傍聴を希望される審議会（本審又は部会）の開催日、②住所、③氏名、④電話番号、⑤勤務先（職業）を明記の上、往復はがき等でお申し込み下さい。

申し込み先 : 〒400-8577

甲府市丸の内1-1-11

山梨労働局 労働基準部 賃金室

TEL 055-225-2854 FAX 055-236-5055

- (2) お申し込み締切日は、**令和8年3月6日（必着）**です。  
なお、お一人様1枚に限り有効です。
- (3) 傍聴席に限りがありますので、希望者多数の場合は抽選となります。  
なお、抽選結果については、後日、返信はがき等により連絡いたします。

### 7 その他

- (1) 傍聴される場合は、別紙の「審議会傍聴に当たっての遵守事項」を厳守して下さい。
- (2) 身体が不自由な方等は、傍聴の際に申し出て下さい。  
また、介護者を同伴する場合も、介護者の氏名とともに申し出て下さい。
- (3) 不明な点がありましたら、山梨労働局賃金室（TEL055-225-2854）へお問い合わせ下さい。

別 紙

## 審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 携帯電話・スマートフォン等の電源は、必ず切って下さい。
- 2 会場内で、ビデオ、カメラ、ICレコーダー等による撮影、録音はできません。
- 3 審議における言動に対し、発言、賛否の表明、拍手等を行うことはできません。
- 4 銃刀類をはじめとする危険物、プラカード・旗・のぼり・横断幕等の持ち込みはできません。  
また、会場内ではヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等の着用もできません。
- 5 その他、会場内では静粛を旨とし、審議の妨害となるような行為は慎んで下さい。  
また、審議会会長及び事務局職員の指示に従って下さい。

\* 上記事項に反する行為を行う場合は、退去を命ずることがあります。

山 梨 労 働 局